

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 関田 雅和
【住所又は本店所在地】	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレータース
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成26年11月6日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 極洋
証券コード	1301
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ウェセックス・リミテッド
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1006、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、シェダン・ロード、ロイヤル・バンク・ハウス、私書箱10632
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレータズ 弁護士 中丸 勘太郎
電話番号	03(6212)1200

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年10月14日
訂正箇所	平成26年10月20日付で大量保有報告書を提出いたしましたが、当該株券等に関する担保契約等重要な契約、保有株券等の取得資金の取得資金の内訳及び借入金の内訳の記載に誤りがありましたので訂正いたします。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p><提出者が締結するワラント契約> Warrant Agreement (契約当事者：ワラント発行者としてのWessex Limited (以下「Wessex」)、ワラントに係るエージェントとしてのThe Bank of New York Mellon (以下「BNYM」)、トラスティーとしてのBNY Mellon Corporate Trustee Services Limited (以下「BNYMCTS」) 及びワラント計算代理人としてのSMBC Nikko Capital Markets Limited (以下「Nikko」)) (Warrant Agreementを変更及び/又は補足するFinal Termsを含む。)(ワラントの対象となる新株予約権付社債券の数量：額面500,000,000円相当)</p> <p><提出者が締結するTrust Deed> Principal Trust Deed (契約当事者：ワラント発行者としてのWessex及びトラスティーとしてのBNYMCTS) 並びに Supplemental Trust Deed (契約当事者：ワラント発行者としてのWessex、トラスティーとしてのBNYMCTS、スワップカウンターパーティー兼担保処分代理人兼ワラント計算代理人兼スワップ計算代理人としてのNikko、ワラントに係るエージェント兼支払代理人としてのBNYM及びカストディアンとしてのBNYM) (なお、Principal Trust Deed及びSupplemental Trust Deedに基づき提出者の保有する当該新株予約権付社債券に英国法担保権が設定され、その対象となる新株予約権付社債券の数量は額面500,000,000円相当である。)</p> <p><提出者が締結する金銭消費貸借契約> 金銭消費貸借契約(契約当事者：借入人としてのWessex Limited東京支店、トラスティーとしてのBNYMCTS、ワラント計算代理人兼スワップ計算代理人としてのNikko、アドミニストレーション・エージェントとしての株式会社 三井住友銀行及び貸付人としての株式会社 百五銀行)</p>

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<提出者が締結するワラント契約>

Warrant Agreement(契約当事者:ワラント発行者としてのWessex Limited(以下「Wessex」)、ワラントに係るエージェントとしてのThe Bank of New York Mellon(以下「BNYM」)、トラスティーとしてのBNY Mellon Corporate Trustee Services Limited(以下「BNYMCTS」)及びワラント計算代理人としてのSMBC Nikko Capital Markets Limited(以下「Nikko」))(Warrant Agreementを変更及び/又は補足する3種類のFinal Termsを含む。)(ワラントの対象となる新株予約権付社債券の数量:額面2,200,000,000円相当)

<提出者が締結するTrust Deed>

Principal Trust Deed(契約当事者:ワラント発行者としてのWessex及びトラスティーとしてのBNYMCTS)並びに3種類のSupplemental Trust Deed(契約当事者:ワラント発行者としてのWessex、トラスティーとしてのBNYMCTS、スワップカウンターパーティー兼担保処分代理人兼ワラント計算代理人兼スワップ計算代理人としてのNikko、ワラントに係るエージェント兼支払代理人としてのBNYM及びカストディアンとしてのBNYM)(なお、Principal Trust Deed及び3種類のSupplemental Trust Deedに基づき提出者の保有する当該新株予約権付社債券に英国法担保権が設定され、その対象となる新株予約権付社債券の数量は額面2,200,000,000円相当である。)

<提出者が締結する金銭消費貸借契約>

3種類の金銭消費貸借契約(契約当事者:借入人としてのWessex Limited東京支店、トラスティーとしてのBNYMCTS、ワラント計算代理人兼スワップ計算代理人としてのNikko、アドミニストレーション・エージェントとしての株式会社三井住友銀行及び各種類の金銭消費貸借契約の貸付人としての株式会社静岡銀行、株式会社愛媛銀行又は株式会社百五銀行)

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	500,000
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	500,000

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	2,200,000
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	2,200,000

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
---------	----	-------	-----	------	--------

株式会社 百五銀行	銀行	上田 豪	三重県津市岩田21番27号	2	500,000
-----------	----	------	---------------	---	---------

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
株式会社百五銀行(東京営業部)	銀行	辻 利之	東京都中央区日本橋一丁目2番6号	2	500,000
株式会社愛媛銀行(東京支店)	銀行	山本 恵三	東京都千代田区岩本町三丁目2番4号	2	700,000
株式会社静岡銀行(東京営業部)	銀行	柴田 久	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	2	1,000,000